

証券コード 7524
平成30年6月8日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

マルシェ株式会社

取締役社長 加藤洋嗣

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月22日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月23日（土曜日）午前10時30分
(受付開始時刻 午前9時00分)
2. 場 所 大阪市中央区北浜東3-14
エル・おおさか2階 エル・シアター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第46期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

株主懇親会は開催いたしません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告の「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.marche.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、本提供書面に含まれる計算書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送またはFAX送信させていただきますので、当社人事総務部 (TEL : 06-6624-8100[平日午前9:00～午後6:00]) までお知らせください。

また、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善、好調な海外経済などから緩やかな回復基調となりました。その一方で可処分所得の伸び悩みや物価上昇懸念などから消費に力強さはなく、また国内外の政治・経済動向の不確実性などの経済リスク懸念から依然先行き不透明な状況で推移しました。

外食産業におきましては、天候不順や物流費の上昇に伴う原材料価格の高まり、長引く人手不足による人件費の上昇などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社は「既存店の立て直しによる改善」、「教育による営業力の向上」、「事業規模の拡大」等を対処すべき課題として捉え取り組んでまいりました。

「既存店の立て直しによる改善」として、八剣伝の郊外店においては差別化を図るメニューを導入しました。また、主要3業態ではご当地食材を使用したフェアを開催し業績改善に努めてまいりました。

「教育による営業力の向上」では、店長研修と調理技術研修、またミステリーショッピングリサーチを実施し、お客様目線のレポートに基づき品質とオペレーションの改善を行い、店舗営業力の向上に努めてまいりました。

「事業規模の拡大」として、居心伝業態で人気の高い「焼そば」に着目し、国産小麦を使用した自家製麺を店内で茹で上げて提供する「焼そば」を名物とした、食とお酒の共存する新しいタイプの業態「焼そばセンター」を兵庫県尼崎市と茨木市にオープンし、更に国産の具材にこだわり毎日店内で仕込む「餃子」を、リーズナブルな価格で提供する新しい業態「餃子食堂マルケン」を兵庫県尼崎市(武庫之荘)にオープンしました。また、アライアンスの展開としまして、6月に資本業務提携いたしましたチムニー株式会社と、商品供給力、メニュー作成力、双方の地域特性を活かした営業力の特化等、様々なシナジーの追求を進めました。

このような取り組みを行った結果、前期からのFC加盟店の店舗数の減少等の影響もあり、売上高は85億40百万円(前年同期比3.1%減)となりました

が、営業利益は87百万円（前年同期比25.7%増）、経常利益は1億25百万円（前年同期比20.7%増）となりました。

しかしながら、経営効率を高めるべく、不採算店舗の将来的な収益性を慎重に見極め、減損損失や退店等による特別損失を1億22百万円計上したことにより、37百万円の当期純損失（前年同期は当期純利益1億7百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | 前年同期比 | |
|-----------------|--|--|---------|------------|
| | | | 増 減 | 増減率 (%) |
| 売 上 高(百万円) | 8,813 | 8,540 | △272 | △3.1 |
| 営 業 利 益(百万円) | 69 | 87 | 17 | 25.7 |
| 経 常 利 益(百万円) | 103 | 125 | 21 | 20.7 |
| 当期純利益(△損失)(百万円) | 107 | △37 | △144 | - |
| 1株当たり当期純利益(△損失) | 13円38銭 | △4円64銭 | △18円02銭 | - |

【売上高の状況】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | | 増 減 | |
|-----------------|--|-------|--|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 増減率 |
| 《料飲部門》 | | % | | % | | % |
| 酔 虎 伝 | 1,004,927 | 11.4 | 1,012,554 | 11.9 | 7,626 | 0.8 |
| 八 剣 伝 | 2,342,231 | 26.6 | 2,486,539 | 29.1 | 144,307 | 6.2 |
| 居 心 伝 | 1,264,023 | 14.3 | 1,219,494 | 14.3 | △44,528 | △3.5 |
| そ の 他 | 934,062 | 10.6 | 875,957 | 10.3 | △58,105 | △6.2 |
| 海 心 丸 | 153,018 | 1.7 | 138,383 | 1.6 | △14,635 | △9.6 |
| 樂 待 庵 | 175,067 | 2.0 | 165,474 | 1.9 | △9,592 | △5.5 |
| 八 右 衛 門 | 104,855 | 1.2 | 125,109 | 1.5 | 20,254 | 19.3 |
| 串 ま ん | 51,932 | 0.6 | 50,449 | 0.6 | △1,482 | △2.9 |
| バ ル ビ ダ | 298,191 | 3.4 | 169,777 | 2.0 | △128,414 | △43.1 |
| G O T T O | 100,408 | 1.1 | 123,178 | 1.4 | 22,769 | 22.7 |
| そ の 他 | 50,588 | 0.6 | 103,584 | 1.2 | 52,995 | 104.8 |
| 料飲売上高 | 5,545,245 | 62.9 | 5,594,545 | 65.5 | 49,300 | 0.9 |
| 《F C部門》 | | | | | | |
| ロイヤリティ等売上計 | 656,447 | 7.4 | 601,001 | 7.0 | △55,446 | △8.4 |
| 《商品部門》 | | | | | | |
| 食 材 等 販 売 | 1,871,424 | 21.2 | 1,720,062 | 20.1 | △151,362 | △8.1 |
| 酒 類 等 販 売 | 502,211 | 5.7 | 421,408 | 4.9 | △80,802 | △16.1 |
| 食材、酒類等販売売上高 | 2,373,635 | 26.9 | 2,141,470 | 25.1 | △232,165 | △9.8 |
| そ の 他 部 門 売 上 高 | 238,363 | 2.7 | 203,769 | 2.4 | △34,594 | △14.5 |
| 合 計 | 8,813,692 | 100.0 | 8,540,787 | 100.0 | △272,905 | △3.1 |

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、新規出店や既存店売上高が昨年以上の売上高を確保したこと等により55億94百万円、前年同期比0.9%の増となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

| | 全 店 | | | 既 存 店 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 売上高 | 客 数 | 客単価 | 売上高 | 客 数 | 客単価 |
| 酔虎伝 | 100.8% | 100.8% | 100.0% | 102.0% | 101.9% | 100.1% |
| 八剣伝 | 106.2% | 105.9% | 100.2% | 100.3% | 99.7% | 100.6% |
| 居心伝 | 96.5% | 94.2% | 102.5% | 100.0% | 98.6% | 101.4% |
| その他 | 93.8% | 91.1% | 103.0% | 97.8% | 98.1% | 99.7% |
| 合 計 | 100.9% | 99.6% | 101.4% | 100.2% | 99.6% | 100.6% |

(注) 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C加盟店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は6億1百万円、前年同期比8.4%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が5億18百万円で前年同期比8.2%の減、加盟料収入は21百万円で前年同期比20.4%の減、販促物その他売上高が59百万円で前年同期比5.5%の減でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は21億41百万円で前年同期比9.8%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は17億20百万円で前年同期比8.1%の減、酒類等の販売は4億21百万円で前年同期比16.1%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は2億3百万円で前年同期比14.5%の減となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は463店で、前期末店舗数比較で23店減少となりました。期間中の新規出店は23店、退店は46店でありました。

| | | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | | | | | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | | | | |
|------------|---------|--|-----|-----|--------------|-----------|--|-----|--------------|-----|-----|
| | | 期首 店舗数 | 出店数 | 退店数 | 期末店舗数 増減数 | 期首 店舗数 | 出店数 | 退店数 | 期末店舗数 増減数 | | |
| 直営店 | 酔 虎 伝 | 14 | - | 1 | 13 | △1 | 13 | 4 | 1 | 16 | 3 |
| | 八 劍 伝 | 64 | 4 | 8 | 60 | △4 | 64 | 4 | 2 | 66 | 2 |
| | 居 心 伝 | 31 | - | 3 | 28 | △3 | 28 | 2 | 2 | 28 | - |
| | 海 心 丸 | 5 | - | 2 | 3 | △2 | 3 | - | - | 3 | - |
| | 串 ま ん | 3 | - | 1 | 2 | △1 | 2 | - | - | 2 | - |
| | 八 右 衛 門 | 4 | - | 1 | 3 | △1 | 3 | 1 | - | 4 | 1 |
| | バ ル ビ ダ | 10 | 1 | 2 | 9 | △1 | 9 | - | 5 | 4 | △5 |
| | そ の 他 | 4 | 6 | 1 | 9 | 5 | 5 | 4 | 2 | 7 | 2 |
| 小 計 | | 135 | 11 | 19 | 127 | △8 | 127 | 15 | 12 | 130 | 3 |
| F C 加盟店 | 酔 虎 伝 | 23 | 1 | 2 | 22 | △1 | 22 | 1 | 3 | 20 | △2 |
| | 八 劍 伝 | 324 | 4 | 30 | 298 | △26 | 298 | 4 | 23 | 279 | △19 |
| | 居 心 伝 | 25 | - | 4 | 21 | △4 | 21 | - | 4 | 17 | △4 |
| | そ の 他 | 19 | 1 | 2 | 18 | △1 | 18 | 3 | 4 | 17 | △1 |
| 小 計 | | 391 | 6 | 38 | 359 | △32 | 359 | 8 | 34 | 333 | △26 |
| 合 計 | | 526 | 17 | 57 | 486 | △40 | 486 | 23 | 46 | 463 | △23 |

※F C加盟店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

※前事業年度では心八劍伝を新しい試みとしてその他に含めておりましたが、一定の成果が確認できたため、当事業年度より八劍伝に含めております。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が9店、F C加盟店からの譲受が3店、他業態からの業態変更が3店で計15店でありました。退店は完全退店が9店、他業態への業態変更が3店で計12店でありました。

| | 出店 | | | 計 | | 退店 | | | | 計 |
|-----|------|-------------|------|----|-----|------|------------|------|------|----|
| | 新規出店 | F C加盟店からの譲受 | 業態変更 | | | 完全退店 | F C加盟店への譲渡 | 社員独立 | 業態変更 | |
| 酔虎伝 | 3 | 1 | - | 4 | 酔虎伝 | 1 | - | - | - | 1 |
| 八剣伝 | 3 | - | 1 | 4 | 八剣伝 | 1 | - | - | 1 | 2 |
| 居心伝 | - | 2 | - | 2 | 居心伝 | 2 | - | - | - | 2 |
| その他 | 3 | - | 2 | 5 | その他 | 5 | - | - | 2 | 7 |
| 計 | 9 | 3 | 3 | 15 | 計 | 9 | - | - | 3 | 12 |

【F C加盟店の出店及び退店の内訳】

F C加盟店の出店は新規出店が3店、業態変更が5店で計8店でありました。退店は完全退店が28店、直営店への譲渡が3店、業態変更が3店で計34店でありました。

| | 出店 | | | | 計 | | 退店 | | | 計 |
|-----|------|----------|------|------|---|-----|------|---------|------|----|
| | 新規出店 | 直営店からの譲受 | 社員独立 | 業態変更 | | | 完全退店 | 直営店への譲渡 | 業態変更 | |
| 酔虎伝 | - | - | - | 1 | 1 | 酔虎伝 | 3 | - | - | 3 |
| 八剣伝 | 3 | - | - | 1 | 4 | 八剣伝 | 19 | 1 | 3 | 23 |
| 居心伝 | - | - | - | - | - | 居心伝 | 2 | 2 | - | 4 |
| その他 | - | - | - | 3 | 3 | その他 | 4 | - | - | 4 |
| 計 | 3 | - | - | 5 | 8 | 計 | 28 | 3 | 3 | 34 |

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において、新たに資金調達は行っておりません。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

| 項 目 | 第46期 (平成30年3月期) |
|------------------|--------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 469 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △290 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △80 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | 98 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,385 |

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが4億69百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが2億90百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが80百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて98百万円増加し、23億85百万円となりました。

② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営料飲店の出店15店（うちFC加盟店からの譲受3店、業態変更3店）等を行い、設備投資額は3億53百万円となりました。

(単位：百万円)

| 内 訳 | 金 額 |
|----------|-----|
| 店舗・事務所設備 | 327 |
| 入居保証金等 | 26 |
| 合 計 | 353 |

(3) 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第43期 (平成27年3月期) | 第44期 (平成28年3月期) | 第45期 (平成29年3月期) | 第46期 (当事業年度) (平成30年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円) | 10,208 | 9,750 | 8,813 | 8,540 |
| 経常利益(百万円) | 143 | 174 | 103 | 125 |
| 当期純利益(△損失)(百万円) | 188 | △275 | 107 | △37 |
| 1株当たり当期純利益(△損失) (円) | 22.47 | △33.01 | 13.38 | △4.64 |
| 総資産(百万円) | 6,164 | 5,267 | 4,965 | 5,150 |
| 純資産(百万円) | 3,800 | 3,116 | 3,058 | 2,941 |

(4) 対処すべき課題

当社は、各業態の収益性の向上による売上高営業利益率の伸張、店舗の退店等から発生する減損損失の抑制等、経営効率の向上を図り、また、経営理念である「心の診療所を創造する」の実践を通じて培った当社独自のコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）の最大限の発現を図ることが、ひいては持続的な成長に繋がる経営戦略になると認識しております。

そのような認識の下、当社は、第45期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）を初年度とした、「中期経営計画（3ヵ年計画）」を継続し遂行しております。

「中期経営計画（3ヵ年計画）」の2年目は、「事業の経過及びその成果」（P. 3 参照）に記載のとおりであります。また、「中期経営計画（3ヵ年計画）」最終年度である3年目は、2年目において既存店売上高が前年対比において100%以上を確保し販売力・収益力が向上してきたことを受け、継続してコア・コンピタンス（中核的な競争優位性）の最大限の発現化を図るべく、既存業態が元来保持する強みを活かすことを目的とした店長教育プログラム及び主要3業態における調理レベル向上を図るためにマイスター制度の導入を推し進めていくこと、また既存店の店舗改装にも積極的に取り組むことで、既存店売上高前年比102%以上を掲げた営業施策に努めてまいります。そして、新規業態として創出した「焼そばセンター」や「餃子食堂マルケン」等の収益力向上を図り、加盟店オーナーに追加業態として提示もしくは業態変更を提案すること等により、加盟店満足の上昇策にも努めてまいります。加えて、昨年以上の新規出店を着実に進めることにより、「心の診療所を創造する」を実践する当社グループ全体として、各業態の収益性の向上による売上高営業利益率の伸張や店舗の退店等から発生する減損損失の抑制等、経営効率の向上に努めてまいります。

また当社は、「中期経営計画（3ヵ年計画）」を通じて、以下を「対処すべき課題」と認識しております。

① **既存直営店モデルの収益構造改革及び店舗営業力・各種業態のブランド力強化**

経営効率の改善を図り、当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、まずは加盟店の模範となる既存直営店モデルの科学的分析手法を用いた収益構造改革の他、営業力や各種業態のブランド力強化を図るべく、既存顧客の満足度向上や新規顧客の獲得を導くためのマーケティング戦略の強化、QSC（品質・サービス・清潔さ）の向上策、人材教育システムの強化・確立、人員不足の解消策等に努める必要があると認識しております。

② **更なる加盟店フォロー体制構築等による加盟店満足向上**

当社グループは多くの加盟店によって構成されております（店舗数は、P. 7をご参照ください）。当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店との共存共栄による当社グループ全体の成長が必要であると認識しております。そのような認識の下、当社は、既存直営店モデルの収益構造改革等を通じて蓄積したノウハウを活かし、加盟店が抱える諸問題に対して更に的確に対応し得る加盟店フォロー体制の構築を図り、加盟店満足の向上を図る必要があると認識しております。

③ **新規FCパッケージの創出による更なる加盟店満足向上**

当社独自のコア・コンピタンスの最大限の発現を図るためには、加盟店に新たなビジネスチャンスを提供するべく新規FCパッケージを創出し、更なる加盟店満足を高めていく必要があると認識しております。

④ **競争力強化のためのリスク管理体制の見直し及びコーポレートガバナンスの強化**

競争力を高めるとともに経営効率を高めていくために、ERM（全社的リスクマネジメント）の構築や管理会計の強化等、リスク管理体制の再構築が必要であると認識しております。

また、「社会の公器」として、コーポレートガバナンス・コードを意識した透明性高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが必要であると認識しております。

〈経営理念〉

心の診療所を創造する。

〈長期ビジョン〉

グループ全員のエネルギーを結集し、すべての人、すべての地域を元気にする。

〈中期経営計画の概要〉

| 基本戦略項目 | 平成29年3月期 | 平成30年3月期 | 平成31年3月期 |
|--|----------|----------|----------|
| 既存店直営店モデルの収益構造改革 及び店舗営業力・各種業態のブランド力強化 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 更なる加盟店フォロー体制構築等による 加盟店満足向上 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 新規FCパッケージの創出による 更なる加盟店満足向上 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 競争力強化のためのリスク管理体制の見直し 及びコーポレートガバナンスの強化 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

〈資本政策の基本方針〉

- ① 当社は、持続的な成長と企業価値向上を図るために、資本効率の追求と財務健全性の維持向上との最適なバランスを確保することを資本政策の基本方針とする。そのための重要業績評価指標（KPIs）として自己資本利益率（ROE）、1株当たり当期純利益（EPS）、売上高営業利益率、配当性向の目標値を設定し公表する。
- ② 当社は、資本政策の基本方針に基づき、利益配分については安定配当の継続を基本として、業績の動向、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案して配分する。また内部留保金については、中長期的観点から企業価値向上を図るために取締役会が必要であると判断した施策を中心に有効活用することを基本とする。
- ③ 当社が支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、取締役会において、客観的な専門家の意見も取り入れる等、その必要性和合理性を企業価値向上の視点から十分に審議のうえ決議するとともに、株主・投資家に対して十分な説明をする。
- ④ 当社中期経営計画（平成29年3月期から平成31年3月期まで）における重要業績評価指標（KPIs）

| | 平成31年3月期 |
|-----------------|----------|
| ROE（自己資本利益率） | 6%以上 |
| EPS（1株当たり当期純利益） | 27円以上 |
| 売上高営業利益率 | 3%以上 |
| 配当性向 | 35%を目途 |

(5) 主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

| 事業部門の名称 | 事業内容 |
|---------|---|
| 料飲部門 | |
| 酔虎伝 | なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成を取り、大衆価格による料飲の提供 |
| 八剣伝 | 炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供 |
| 居心伝 | “女性も入りやすい低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供 |
| その他 | 上記以外の業態 |
| F C 部門 | F C 加盟店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取 |
| 商品部門 | 直営店及びサプライヤーを通してF C 加盟店に酒類・食材を供給 |
| その他部門 | 管理部門 F C 加盟店への設備の販売等 |

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等（平成30年3月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|-------------------|
| 本 社 | 大 阪 市 阿 倍 野 区 |
| 東 京 支 店 | 東 京 都 豊 島 区 |
| 東 北 営 業 所 | 仙 台 市 青 葉 区 |
| 名 古 屋 支 店 | 名 古 屋 市 西 区 |
| 岡 山 支 店 | 岡 山 市 北 区 |
| 広 島 支 店 | 広 島 市 安 佐 南 区 |
| 九 州 営 業 所 | 福 岡 県 糟 屋 郡 粕 屋 町 |

② 直営店舗（平成30年3月31日現在）

| 所 在 地 | 店 舗 数 | 所 在 地 | 店 舗 数 |
|---------|-------|-------|-------|
| 宮 城 県 | 4 | 兵 庫 県 | 23 |
| 東 京 都 | 8 | 岡 山 県 | 6 |
| 埼 玉 県 | 2 | 愛 媛 県 | 3 |
| 千 葉 県 | 4 | 広 島 県 | 5 |
| 神 奈 川 県 | 1 | 福 岡 県 | 3 |
| 愛 知 県 | 8 | 熊 本 県 | 2 |
| 京 都 府 | 6 | 合 計 | 130 |
| 大 阪 府 | 55 | | |

③ 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

| 区 分 | 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----|---------|-----------|---------|--------|
| 男 性 | 181名 | 4名減 | 39.9歳 | 9.3年 |
| 女 性 | 37名 | 1名増 | 38.5歳 | 10.6年 |

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、1,341名（前事業年度末比39名増）となります。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成30年3月31日現在）

- | | | |
|-----|------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数 | 34,201,600株 |
| (2) | 発行済株式の総数 | 8,550,400株 |
| (3) | 株主数 | 15,216名 |
| (4) | 1単元の株式数 | 100株 |
| (5) | 大株主（上位10名） | |

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---------------------------|---------|---------|
| チムニー株式会社 | 954 | 11.8 |
| アサヒビール株式会社 | 611 | 7.6 |
| 麒麟麦酒株式会社 | 270 | 3.3 |
| サントリー酒類株式会社 | 161 | 2.0 |
| 株式会社三井住友銀行 | 160 | 1.9 |
| 谷垣雅之 | 140 | 1.7 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 121 | 1.5 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 121 | 1.5 |
| 株式会社みずほ銀行 | 106 | 1.3 |
| 日本生命保険相互会社 | 102 | 1.2 |

（注） 持株比率は自己株式（521,918株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 加 藤 洋 嗣 | |
| 取締役会長 | 谷 垣 雅 之 | |
| 取締役 | 田 中 浩 子 | 県立広島大学大学院経営管理研究科教授 |
| 取締役 | 持 永 政 人 | 摂南大学経済学部教授 |
| 常勤監査役 | 津 呂 祐 次 | |
| 監 査 役 | 田 浦 清 | 弁護士 田浦清法律事務所所長 |
| 監 査 役 | 岩 田 潤 | 公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所所長 B T J 税理士法人代表社員 株式会社ドーン取締役 アトラ株式会社社外取締役 監査等委員 |

- (注) 1. 岡部幸雄氏は、平成29年6月24日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役田中浩子氏及び同持永政人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 社外取締役田中浩子氏は、平成30年4月1日付で立命館大学食マネジメント学部教授に就任しております。
4. 監査役田浦清氏及び同岩田潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役田中浩子氏及び同持永政人氏並びに社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 (千円) |
|------------------------|----------------|---------------------|
| 取 締 役 (内 社 外 取 締 役) | 5 名 (2 名) | 29,655 (7,200) |
| 監 査 役 (内 社 外 監 査 役) | 3 名 (2 名) | 12,600 (6,600) |
| 合 計 | 8 名 | 42,255 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支払人員には、平成29年6月24日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成3年11月5日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月25日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、当社と当該他の法人等の特別な関係はございません。

② 社外役員の活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 田 中 浩 子 | 当期開催の取締役会には15回中15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 | 持 永 政 人 | 当期開催の取締役会には15回中15回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 田 浦 清 | 当期開催の取締役会には15回中14回、監査役会には11回中11回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 岩 田 潤 | 当期開催の取締役会には15回中12回、監査役会には11回中10回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

| | 支 払 額 |
|--------------------------------|--------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18,000 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。
- 2) 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 3) 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
 - 2) リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
 - 3) リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
 - 4) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
 - 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
 - 2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
 - 3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 1) 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
 - 2) 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
 - 3) 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
 - 4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
 - 2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
 - 3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
 - 4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - 2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
 - 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
 - 4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
 - 5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の仕事の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。
- ⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその仕事の実行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の実行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
- 2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を11回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制

当社はP D C Aサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

また、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防

委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

④ コンプライアンス

当社は、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤ 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

(3) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、平成27年6月1日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応するべく、平成27年12月4日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更に同コードへの遵守に努めた結果等より、平成29年6月24日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 3,128,238 | 流 動 負 債 | 1,541,298 |
| 現金及び預金 | 2,420,366 | 買掛金 | 792,376 |
| 売掛金 | 503,106 | 未払金 | 422,830 |
| 商物品 | 16,107 | 未払費用 | 9,908 |
| 店舗食材 | 30,437 | 未払法人税等 | 52,677 |
| 貯蔵品 | 6,561 | 前受金 | 4,462 |
| 前払費用 | 73,654 | 預り金 | 66,785 |
| その他の | 78,346 | 前受収益 | 37,587 |
| 貸倒引当金 | △340 | 賞与引当金 | 70,260 |
| 固 定 資 産 | 2,022,305 | 株主優待引当金 | 31,566 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,060,437 | 資産除去債務 | 1,370 |
| 建物 | 767,803 | その他 | 51,472 |
| 構築物 | 23,931 | 固 定 負 債 | 667,479 |
| 工具、器具及び備品 | 69,601 | 繰延税金負債 | 14,649 |
| 土地 | 198,805 | 資産除去債務 | 177,395 |
| 建設仮勘定 | 296 | 長期預り保証金 | 386,508 |
| 無 形 固 定 資 産 | 81,604 | その他 | 88,925 |
| ソフトウェア | 8,260 | 負 債 合 計 | 2,208,777 |
| その他の | 73,343 | 純 資 産 の 部 | |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 880,263 | 株主資本 | 2,936,632 |
| 投資有価証券 | 14,667 | 資本金 | 1,510,530 |
| 出資金 | 41 | 資本剰余金 | 1,619,390 |
| 長期貸付金 | 25,785 | 資本準備金 | 816,726 |
| 破産更生債権等 | 7,741 | その他資本剰余金 | 802,663 |
| 長期前払費用 | 6,254 | 利益剰余金 | 259,968 |
| 差入保証金 | 827,662 | その他利益剰余金 | 259,968 |
| その他の | 20,233 | 繰越利益剰余金 | 259,968 |
| 貸倒引当金 | △22,122 | 自 己 株 式 | △453,255 |
| 資 産 合 計 | 5,150,544 | 評価・換算差額等 | 5,134 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5,134 |
| | | 純 資 産 合 計 | 2,941,767 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,150,544 |

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高 | 8,540,787 |
| 売 上 原 価 | 3,546,403 |
| 売 上 総 利 益 | 4,994,384 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 4,906,982 |
| 営 業 利 益 | 87,401 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 1,738 |
| 受 取 配 当 金 | 394 |
| 受 取 家 賃 金 | 19,433 |
| 解 約 返 戻 金 | 2,947 |
| そ の 他 | 14,867 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 手 数 料 | 403 |
| そ の 他 | 887 |
| 経 常 利 益 | 125,492 |
| 特 別 利 益 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 836 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 1,361 |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 14,205 |
| 減 損 損 失 | 90,829 |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損 | 16,500 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 122,895 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 3,433 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 34,796 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 5,872 |
| 当 期 純 損 失 | 40,668 |
| | 37,235 |

会計監査人の会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

マルシェ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒川 智哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「会社の支配に関する基本方針の実現のための取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、当該基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月21日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 津 呂 祐 次 ⑤

監 査 役 田 浦 清 ⑤

監 査 役 岩 田 潤 ⑤

(注) 監査役 田浦 清 及び 岩田 潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の利益配分に関しましては、将来の事業展開や経営体質の強化のための資金を確保しつつ、配当金に関しましては、基準配当金額を設定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には配当性向等を勘案して利益還元を行うことを基本方針といたします。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり5円 総額 40,142,410円

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月25日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--|----------------|
| 1 | かとうひろつぐ 加藤洋嗣 (昭和48年9月8日生) | 平成8年4月 当社入社 平成23年4月 当社関西八剣伝統括次長 平成26年1月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 平成26年4月 当社執行役員社長 平成26年6月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 平成27年4月 当社代表取締役社長執行役員 平成27年6月 当社代表取締役社長 現任 | 9,500株 |
| 2 | たにがきまさゆき 谷垣雅之 (昭和37年11月21日生) | 平成4年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役（人事総務部長） 平成11年4月 当社常務取締役（管理本部副本部長兼経営企画室長） 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役 平成26年6月 当社取締役相談役 平成27年6月 当社取締役会長 現任 | 140,776株 |
| 3 | たなかひろこ 田中浩子 (昭和40年4月1日生) | 平成元年4月 同志社女子大学公衆栄養学研究室実習助手 平成3年4月 京都府栄養士会入会（管理栄養士） 平成11年10月 有限会社田中浩子事務所（現 株式会社Taste One）設立 同代表取締役 平成19年4月 大手前栄養学院専門学校非常勤講師 平成20年6月 当社取締役 現任 平成23年7月 大阪成蹊大学マネジメント学部准教授 平成26年4月 大阪成蹊大学マネジメント学部教授 平成28年4月 県立広島大学大学院経営管理研究科教授 平成30年4月 立命館大学食マネジメント学部教授 現任 | 5,000株 |

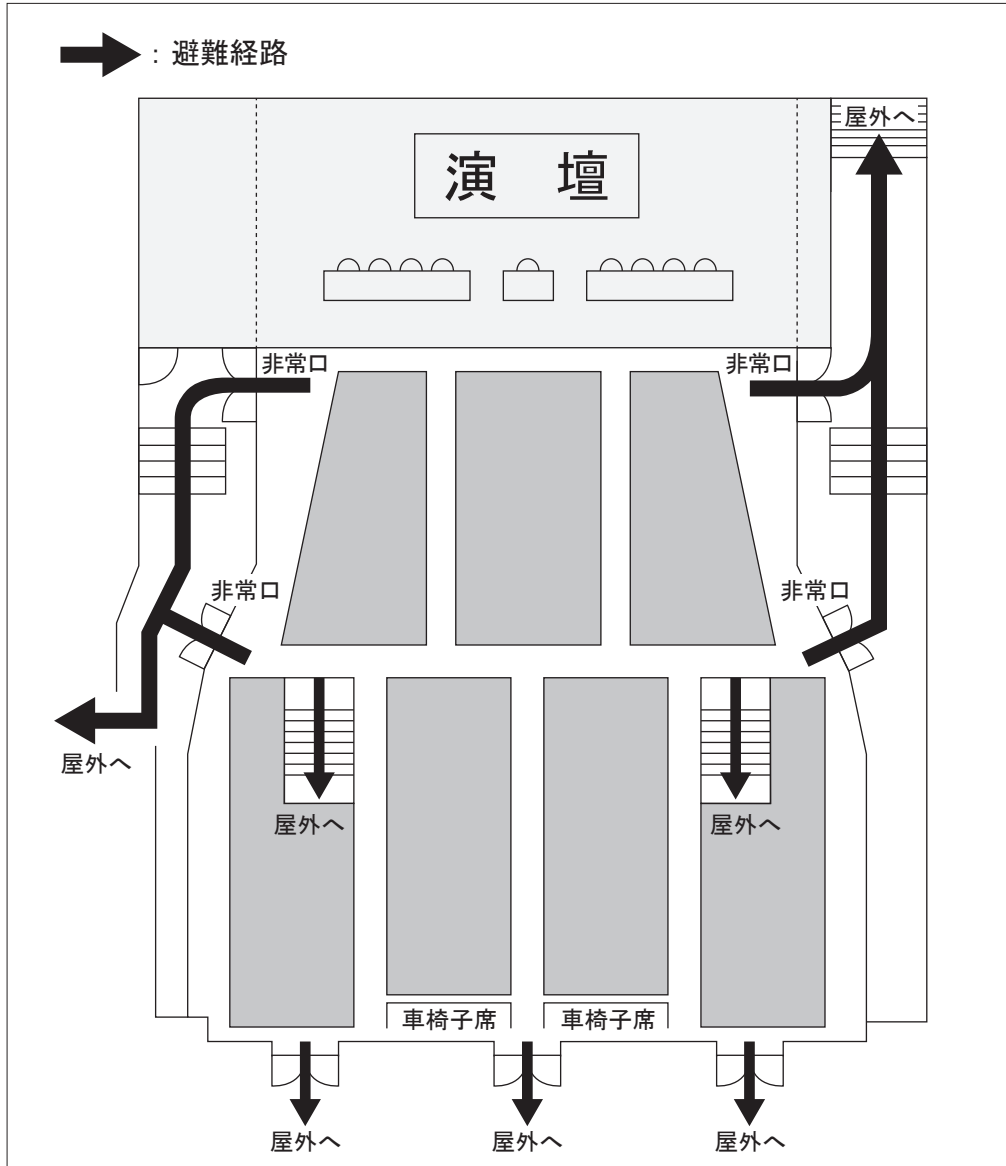
| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--|----------------|
| 4 | もち なが まさ ひと 持永政人 (昭和31年9月2日生) | 平成14年4月 藤田観光株式会社 人事部長 平成15年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル 総支配人 平成18年3月 フォーシーズンズホテル 椿山荘東京 総支配人 平成22年4月 摂南大学経済学部 教授 現任 平成23年6月 当社取締役 現任 | 5,000株 |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 田中浩子氏及び持永政人氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中浩子氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
田中浩子氏は管理栄養士として得た、食生活コンサルティングや管理栄養士のビジネスマネジメントの豊富な知識と多くの経験を有しており、当社の経営に対して、意見・アドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
4. 持永政人氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
持永政人氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な知識と多くの経験を有しており、また摂南大学経済学部教授であり、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出ておりません。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は、田中浩子氏及び持永政人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、田中浩子氏及び持永政人氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

以上

株主総会避難経路図

【エル・おおさか2階 エル・シアター】



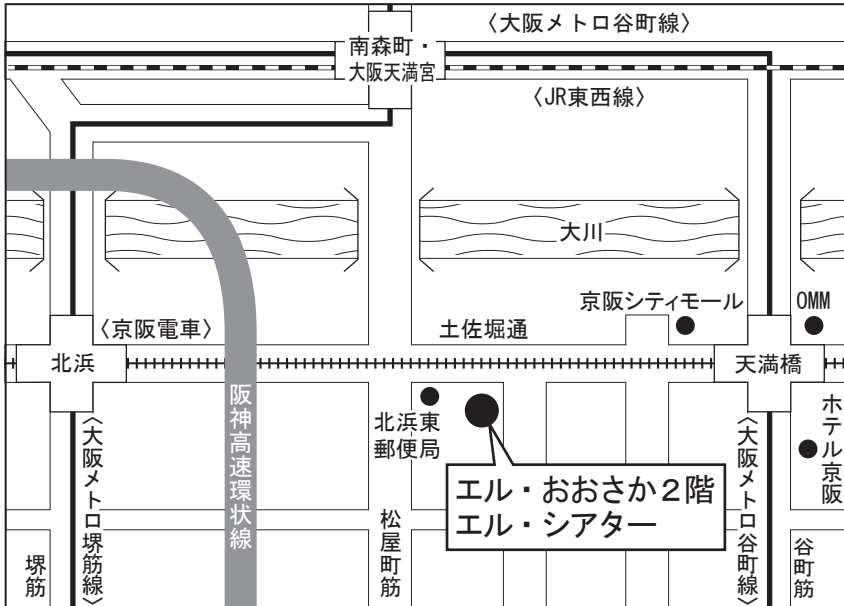
株主総会会場ご案内図

■会場のご案内

大阪市中央区北浜東 3-14

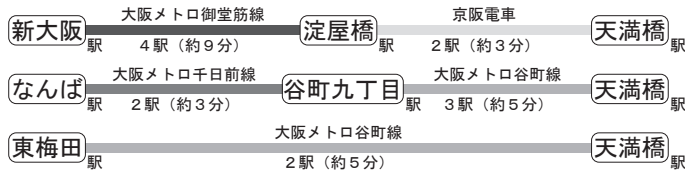
エル・おおさか 2階 エル・シアター

ご連絡先 06-6942-0001



- 京阪電車「天満橋駅」東改札口より 西へ徒歩4分
- 大阪メトロ谷町線「天満橋駅」2番出口より 西へ徒歩4分

■交通のご案内



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。)